

件名	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年11月22日公布・平成26年4月1日施行）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年7月11日公布・平成25年10月1日施行）

【改正の概要】

1 障害者総合支援法の施行に伴う改正

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律に基づき、障害者総合支援法が平成26年4月1日から改正施行されることに伴い、県条例の根拠となる厚生労働省令が改正されたため、県条例についても国の基準に準じて改正する。

【改正内容】

- ① 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化に伴い、共同生活介護に係る規定を削るとともに、共同生活援助の基準に新たに創設された外部サービス利用型指定共同生活援助の事業及びサテライト型住居に係る規定を加える。
- ② 重度訪問介護の対象拡大、障害程度区分の障害支援区分への名称変更、①の改正等に伴う規定整備

2 その他の改正事項

一定の要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所が、障害児に対して「通いサービス」を提供する場合は、当該サービスを「基準該当通所支援」とみなす規定を加える。
（構造改革特別区の認定を受けた地域で行われていた事業の全国展開によるもの）

【改正の対象となる条例】

	条例名	改正理由
第1条	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	2・1②
第2条	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1②
第3条	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1①・2
第4条	愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1②
第5条	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	1②
第6条	愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	1②

施行日 平成26年4月1日

【その他参考事項】

1 小規模多機能型居宅介護（根拠法：介護保険法）

居宅又はサービスの拠点で、入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練を行うもの。また、「通いサービス」とは、要介護者をサービスの拠点に通わせて行う当該介護及び機能訓練をいう。

2 ケアホームのグループホームへの一元化

障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるようにするため、ケアホームとグループホームを一元化することとされた。新たに創設された外部サービス利用型指定共同生活援助では、事業者は、外部の指定居宅介護事業所に委託して介護サービスの提供を行う。

3 障害支援区分の創設

障害の程度（重さ）ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることを明確にするため、従来の「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更された。また、区分の判定方法を見直すこととされた。

4 重度訪問介護の対象拡大

従来は重度の肢体不自由者のみが対象であったが、新たに「重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」が重度訪問介護の対象とされた。